

**「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 18 条の 15 第 1 項に基づき
環境大臣が特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄がされた海域を指定海域として指定する件」(仮称)
に対する意見の募集 (パブリックコメント) について**

1. 意見募集の概要

環境省においては、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 18 条の 15 第 1 項に基づき環境大臣が特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄がされた海域を指定海域として指定する件」(仮称) について、以下のとおり、意見募集を行った。

- ・意見募集期間：平成 28 年 2 月 29 日 (月) ~ 3 月 30 日 (水)
- ・告知方法：電子政府の窓口 (e-GOV)、環境省ホームページ、記者発表
- ・意見提出方法：電子メール、郵送、ファックス

2. 意見募集の実施結果

意見提出者数：1 名

	意見提出者数
個人	1
合計	1

意見総数：1 件

意見募集項目	件数
告示案	0
合計	0

パブリックコメント対象外の意見 . . . 1 件

(参考) 提出された意見のうち、パブリックコメントの趣旨に沿った内容でなかったもの

- ・特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可の申請 (平成 28 年 2 月 22 日付) に係る意見 . . . 1 件